平成２６年（フ）第８５８９号
東京都江東区北砂５丁目20―１―205
債務者　小野寺清光
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８５９７号
東京都府中市清水が丘３丁目14―22―201
債務者　目黒　博子
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８６０２号
東京都青梅市今井２丁目823―１
債務者　長尾　廣一
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８６６２号
東京都中央区湊１丁目７―６―901
債務者　早坂　誠司（旧姓長島）
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１６号
沖縄県宜野湾市喜友名２丁目15番14―101号　比嘉アパート
債務者　平安山久美子
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１５４号
北海道帯広市西１条南30丁目11番地　コーポすずき102
債務者　都築キミ子
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第２７７号
静岡県浜松市南区高塚町2256番地の１　コーラルブルーⅡ―Ｄ、前住所三重県四日市市西日野町4917番地２
債務者　杉本さゆり
1　決定年月日時　平成26年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第８０号
沖縄県沖縄市与儀３丁目12番２―103号　県営浜原団地
債務者　仲本　朝子
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１０８号
沖縄県中頭郡嘉手納町水釜６丁目３番６号
債務者　川上　　毅
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１０９号
沖縄県沖縄市高原２丁目２番18号　さわふじの家103
債務者　室川理容館ことロング理容館こと　平良　恒幸
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１１０号
沖縄県沖縄市高原２丁目２番18号　さわふじの家103
債務者　室川理容館ことロング理容館こと　平良　智子
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第８６０３号
東京都昭島市玉川町１丁目７―３―３―607
債務者　後藤　晶子
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１６２３号
札幌市中央区大通西15丁目３番地　ニューライフ大通弐番館３階、商業登記簿上の本店所在地札幌市中央区大通西15丁目１番地
破産者　有限会社須藤広告事務所
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３４号
茨城県日立市鮎川町２丁目９番16号
破産者　株式会社岡野精工
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第３４号
茨城県高萩市本町４丁目１番地
破産者　株式会社サンロジスティック
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第４１号
埼玉県鴻巣市松原１丁目１番63号
破産者　株式会社マエデ
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係